

会議録（2020年度 第4回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 2020年11月30日（月） 午後1時30分～午後4時
- 2 場 所 愛知県庁本庁舎6階 正庁
- 3 出席者
（委員） 阿部委員、大橋委員、小川委員、加藤委員、平松委員、
藤森委員、前田委員、山崎委員
（県建設局） 建設局技監、道路維持課担当課長、道路建設課担当課長、
河川課担当課長、建設企画課担当課長 他
（県農林基盤局） 森林保全課担当課長、農林総務課担当課長 他
- 4 会議次第
 - （1）開会
 - （2）議事
 - ①2020年度 愛知県事業評価監視委員会の予定変更について
 - ②第3回委員会 会議録の確認について
 - ③第3回委員会 修正評価調書の確認について
 - ④対象事業の審議について
 - 【事前評価】交通安全対策事業 1事業
 - 【再評価】道路事業 1事業、交通安全対策事業 1事業、
河川事業 3事業
 - 【事後評価】交通安全対策事業 1事業
 - ⑤河川整備計画の報告について
 - （3）閉会

1 2020年度 愛知県事業評価監視委員会の予定変更について

事務局から説明。

特に意見なし。

[結論] 事務局原案を了承する。

2 第3回委員会 会議録の確認について

特に意見なし。

[結論] 会議録について了承する。

3 第3回委員会 修正評価調書の確認について

①農業農村整備事業（地盤沈下対策事業）：八開地区

農業農村整備事業（特定農業用管水路特別対策事業）：光西地区

事務局から、修正箇所を説明。

特に意見なし。

[結論] 修正評価調書について了承する。

②林道事業（過疎山村地域代行林道事業）：上新戸黒淵線

森林保全課から、修正箇所を説明。

特に意見なし。

[結論] 修正評価調書について了承する。

③道路事業：一般国道419号（四郷拡幅）

道路建設課から、修正箇所を説明。

特に意見なし。

[結論] 修正評価調書について了承する。

4 対象事業の審議について

【事前評価】

(1)交通安全対策事業

①交通安全対策事業（無電柱化事業）：主要地方道名古屋津島線（大治町三本木工区）の審議

道路維持課から説明。

[委員] 貨幣価値化困難な効果について、地域の防災性強化では、「地震対策アクションプランなど地震防災関連の整備計画に位置付けられた事業」に該当することになっているが、「緊急輸送道路ネットワークの強化に資する事業」には該当しないのか。

[県] 「緊急輸送道路ネットワークの強化に資する事業」にも該当するが、さらに基礎点の高い「地震対策アクションプランなど地震防災関連の整備計画に位置付けられた事業」に該当する。

[委員] 緊急輸送道路の無電柱化事業では、すべて同様の評価になると考えられるが、暴風の影響を受けやすい沿岸地域など、地域の実情を加味した評価をすることは可能か。

[県] 現マニュアルでは、地域の実情を考慮していない。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

【再評価】

(1)道路事業

①道路事業：一般県道豊川蒲郡線の審議

道路建設課から説明。

[委員] 事業の必要性の変化について、名豊道路の必要性は分かるが、本事業区間の説明がもう少し必要だと思う。計画交通量 2,200 台/日については、区間ごとに交通量は異なると思うが内訳はどうなっているのか。また、本事業によって、交通安全対策が強化されると言えるのか。

[県] 現道における交通量は、H27 道路交通センサスで約 4,100 台/日となっている。計画交通量の 2,200 台/日は、IC アクセス区間における交通量である。整備後の本線の計画交通量は、約 2,600 台/日と推計されている。IC アクセス区間の交通としては、主に東側にある国府地区、為当地区、(一)豊川蒲郡線沿線の金野地区からの需要があり、IC アクセス道路として必要性があると認識している。

交通安全対策については、現道から名豊道路蒲郡バイパスへ通過交通が転換されることにより、交通安全対策の強化につながると考えている。

[委員] 東側の整備の必要性については理解したが、西側の整備の必要性については説明が足りない。B/Cが1.2と低いので、事業の必要性についてより丁寧な説明が必要と思う。

[委員] 事業の必要性の変化について、区間ごとの必要性を、より丁寧かつ具体的に評価調書に記載すること。

[県] 承知した。

[委員] 事業費の主な増加理由として、事業間の土砂運搬の調整によるものとあるが、他の事業でもよくあることなのか。

[県] 事業間で調整し、発生土の流用に努めているものの、今回のようなことが起きることはある。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

（２）交通安全対策事業

①交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）：一般県道豊丘豊浜線の審議

道路維持課から説明。

[委員] 事業期間を延長しているにも関わらず、事業費が減っているのはなぜか。

[県] 設計VEを行い、ボックスタイプを変更することで事業費を削減した。

[委員] 用地取得とあるが、水路部分の用地を取得したのか。

[県] 水路以外の区間において用地取得が必要になった。

[委員] 水路の管理者はどこか。

[県] 南知多町管理の普通河川である。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

(3) 河川事業

①費用対効果の算出方法

河川課から説明。
特に意見なし。

②河川事業：一級河川矢作川水系矢作川下流圏域の審議

河川課から説明。

[委員] 床上浸水対策特別緊急事業の浸水被害低減効果を2008年8月と同規模の豪雨で検証しているが、達成目標の降雨は、年超過確率1/10規模や1/5規模の降雨ではないのか。

[県] そのとおりである。床上浸水対策特別緊急事業については、2008年に発生した豪雨による床上浸水を解消するために、本事業の一部として対策を行った。

[委員] 最終的には、達成目標の降雨を安全に流下させるということか。

[県] そのとおりである。床上浸水対策特別緊急事業を取り上げて評価したが、費用対効果分析では、あくまで達成目標の降雨で算定している。

[委員] 床上浸水対策特別緊急事業に関する評価は、参考という扱いの方が良いのではないか。この評価を達成目標の評価と並べると、何を評価して良いのか分からなくなるので、参考という位置付けにした方が良い。

[県] 承知した。今後留意する。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

③河川事業：二級河川日長川水系の審議

河川課から説明。

[委員] 用地買収が難航しているが、事業期間を延長しなくて良いのか。また、進捗状況の進捗率について、延長ベースと事業費ベースで差があるのはなぜか。

[県] 用地買収については、引き続き鋭意交渉を進め、事業期間内の完成を目指す。延長ベースと事業費ベースで進捗率に差があるのは、整備済区間と未整備区間では、1m当りの用地補償費が異なるためである。

[委員] 予定している事業費で収まるのか。

[県] 今のところ可能だと考えている。

[委員] 事業着手から15年経過したが、材料費や人件費の高騰に伴う事業費の変更は必要ないのか。

[県] 材料費や人件費が著しく高騰し、工事費に影響した場合には、見直しの必要があると考えている。

[委員] 現時点では、見直しの必要はないと考えて良いか。

[県] 良い。今後、状況を見ながら進めていきたい。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

④河川事業：二級河川大田川水系の審議

河川課から説明。

[委員] 事業の必要性の変化について、本事業も日長川水系も、人口や土地利用の変化を評価する際に、河川流域の面積が、対象としている知多市や東海市の面積と比べると小さい。市の中でも開発が進んでいるところと進んでいないところがあるので、もう少し河川流域に近い値を用いた方が良い。次回の再評価では、もう少し河川流域に近い値を用いてほしい。

[県] 承知した。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

【事後評価】

(1)交通安全対策事業

①交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）：主要地方道名古屋半田線の審議

道路維持課から説明。

[委員] 坂部駅より北側については、自転車歩行者道が整備されているのか。

[県] 整備済みである。

[委員] 評価調書では、坂部駅の北側が整備されていることなどが分かりにくいので、北側の状況が分かるように修正すべきである。

[県] 承知した。

[委員] 同種事業に反映すべき事項において、段階的に工事着手し、早期の効果発現を得ることが重要であると記載されているが、本事業でも段階的に施工を行ったのか。

[県] 本事業でも行っている。

[委員] 本事業でも段階的に施工を行っていることを評価調書に記載すべきである。

[県] 承知した。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

5 河川整備計画の報告について

（一級河川矢作川水系矢作川上流圏域）

河川課から説明。

[委員] 本計画の外力は何か。

[県] 平戸橋下流で年超過確率 1/30 規模、上流で年超過確率 1/10 規模の降雨である。なお、平戸橋下流は、有堤区間であり、上流区間については堀込み区間である。このため、年超過確率の規模を区間ごとに設定している。

[結論] 河川整備計画の報告について了承する。